

報告第11号

令和元年度公益財団法人キラリ財団決算について
令和元年度公益財団法人キラリ財団決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。

令和2年9月1日提出

富士見市長 星野光弘